

認定ケアマネジャー資格認定試験の実施に当たって「よくある質問」令和5年度版

Q

A

認定ケアマネジャー資格試験の受験資格等について

認定ケアマネジャー資格取得のメリットは
 何ですか？

認定ケアマネジャー制度はケアマネジャーの資質向上を図ることを目的とした制度です。

- 認定ケアマネジャー資格を取得しますと、都道府県が行う主任介護支援専門員研修の受講要件として、介護支援専門員として従事した期間が通算 5 年以上が、認定ケアマネジャーについては介護支援専門員として従事した期間が3年以上に短縮されます。

また、主任介護支援専門員更新研修については受講対象者の要件がいくつかありますが、その中に「日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー」であることが明記されています。

(注)都道府県が行う主任介護支援専門員研修の詳細は、各都道府県の介護保険所管部局にお問い合わせ下さい。)

- 資格試験に合格し、日本ケアマネジメント学会の会員となり、「認定ケアマネジャーの会」に入会いただきますと高度なケアマネジメント能力を身に付けるための会員限定の研修を受講できます。

資格試験を受験するための研修会等
 ありますか？

- 学会主催の研修会として、「認定ケアマネジャー受験準備講座」・「スタンダードコース スーパーバイザー養成講座」を受講されることをお勧めします。研修のお申込みは学会ホームページからできます。

介護支援専門員としての実務経験が3年
 あれば、誰でも認定ケアマネジャー資格試験
 を受験できますか？
 受験にあたっての会員の特典はありませ
 ぬか？

【資格認定要領 1 (1) ~ (4) 関連】

- 介護支援専門員としての実務経験が受験年度の8月1日現在で3年以上あれば、会員、非会員を問わず、受験することができます。
- 会員の特典としては、会員歴が2年以上の方(令和2年6月末までに入会された方)は受験料がお安くなります。

<p>令和4年度の試験に合格した場合、認定ケアマネジャー資格の付与は何時頃になりますか？</p>	<p>○ 本年度資格試験に合格しますと「認定ケアマネジャー」資格の登録を行い、3月末までに認定証を交付します。資格の有効期間は令和5年4月1日から5年間となります。5年ごとに資格更新手続きが必要です。資格更新の際は5年間で30点必要となります。また年1回開催の学術大会（研究大会）に5年間で1回以上の参加が必要です。それを含めて30点以上必要です。</p>
<p>認定ケアマネジャーの資格を取得したら、主任介護支援専門員研修の受講ができますか？</p>	<p>○ 主任介護支援専門員研修は都道府県が行う研修ですので、当学会としてお答えすることはできません。 ○ 先ほど資格取得のメリットとしてお答えしたとおり、研修受講の要件として、認定ケアマネジャーについては、介護支援専門員として従事した期間が5年以上の必要なところ、3年以上に短縮されています。また、更新研修の受講要件として、認定ケアマネジャーが明記されています。 （注）主任介護支援専門員（更新）研修の詳細につきましては、各都道府県の介護保険所管部局にお問い合わせ下さい。</p>
<p>認定ケアマネジャー資格試験申請にあたって、研修等の受講実績は必要ありませんか？</p>	<p>○ 必要ありません。</p>
<p>地域包括支援センターでケースを担当していますが、看護師や介護福祉士でも受験できますか？</p>	<p>○ 受験資格として、介護保険法第7条第5項に定める介護支援専門員の資格が必要となります。看護師又は介護福祉士資格のみでは受験できません。</p>
<p>現在、地域包括支援センターで介護支援専門員として総合事業の対象者のみを担当しておりますが、受験することはできますか？</p>	<p>○ 地域包括支援センターの総合事業担当のみでは受験することはできません。 ○ なお、これまで【資格認定要領1の(2)】の実務経験の範囲(①～⑨)の実務経験が3年以上あれば可能となります。その際、過去に担当した20事例及び資格認定試験用の事例3例を提出していただくこととなります。受験は過去担当していた種別により受験することとなります。過去の事例を使用する場合には、必ず事業所のご了解を得てください。</p>

介護支援専門員資格取得後に障害福祉の相談支援業務をしている場合、実務経験に含まれますか？	○介護支援専門員としての実務経験の範囲は、資格認定要領の1の(2)の実務経験となります。したがって、障害福祉の相談支援業務は実務経験には含まれません。 なお、過去に資格認定要領の1の(2)の実務経験が3年以上あれば受験が可能です。
介護支援専門員資格取得後に「生活相談員」の職名の場合、実務経験に含まれますか？	○介護支援専門員としての実務経験の範囲は、資格認定要領の1の(2)の実務経験となります。したがって、生活相談員の業務の場合実務経験には含まれません。 なお、過去に資格認定要領の1の(2)の実務経験が3年以上あれば受験が可能です。
現在ケアマネジャーとしての仕事をしていないが受験はできますか？	○過去に、【資格認定要領1の(2)】の実務経験の範囲(①～⑨)の実務経験が3年以上あれば可能と考えます。その際、過去に担当した20事例及び資格認定試験用の事例3例を提出していただくことになります。なお、受験は過去担当していた種別により受験することになります。 また、過去の事例を使用する場合には、事業所のご了解を得てください。
実務経験には非常勤や、パートの期間も含めてよいですか。	○実務経験には専任に限らず兼務、非常勤としての勤務期間も含まれます。 ○実務経験年数は令和4年8月1日現在で3年以上の実務経験が必要となります。

認定ケアマネジャー資格試験の申請書類・手続き等

【様式1】主たる略歴はいつからのものを記載するのですか？	○ケアマネジャーとして勤務してからの職歴です
【様式1】法人等代表者氏名は居宅介護支援事業所の管理者の証明でいいですか？	○証明者は法人または事業所の代表者等雇用主の記名捺印をお願いします。
【様式1】申請者と法人等の代表者が同じ場合でも証明は必要ですか？	○申請者と代表者が同じ場合でも、申請者と代表者双方を記入し、押印して下さい。
【様式1】申請書提出の時点で職場を退職し何処にも所属がない場合どのように記載したらいいのでしょうか？	○資格申請書は現在の勤務先からの証明ですので、既に退職されていらっしゃる場合、下の証明欄は空欄で結構です。

<p>【様式 3】実務経験年数の「現在に至る」とはいつの時点を指すのですか？</p>	<p>○受験年度の 8 月 1 日現在となります。書類提出時の際、見込みで「現在に至る」に○していただいて結構です。</p>
<p>【様式 3】実務経験証明書は現在の職場だけでいいのでしょうか？</p>	<p>○現在の職場での実務経験が 3 年に満たない場合は、前の職場を含めて 3 年以上になるよう証明書を添付して下さい。※様式はコピーして使用してください。</p>
<p>【様式 3】代表者の証明は事業所の管理者でいいですか？</p>	<p>○証明者は法人の代表者等雇用主の記名捺印をお願いします。証明書作成者はどなたでも結構です。</p>
<p>【様式 3】実務経験証明書の代表者が受験者本人でもいいのか？</p>	<p>○結構です。</p>
<p>【様式 3】実務経験証明書は、再受験するときも必要でしょうか？</p>	<p>○再受験の方も実務経験証明書の提出が必要です。</p>
<p>【様式 4】担当事例一覧には、現在担当している事例でないといけないのでしょうか。</p>	<p>○現在担当している事例では指定の数に満たない場合は、過去に担当した事例でも結構です。なお、地域包括支援センターでの相談事例でも結構です。</p>
<p>【様式 5】介護予防支援の場合、「ii：中重度の事例」とありますが、どの程度が適切でしょうか。</p>	<p>○介護予防支援の中でも、ご自分の判断で重い方だと思わる事例で結構です。</p>
<p>【様式 5】介護予防支援の場合、認知症の事例は、医師の診断で認知症と診断されなければダメなのでしょうか？</p>	<p>○医師の診断がなくても結構ですが、認定調査票で調査員の判断がⅡa 以上であれば問題ありません。</p>

<p>【様式 5】書類提出後に亡くなったり、介護度の変更があった場合はどのように対応すればよいですか？</p>	<p>○口頭試験の際にご説明いただければ結構です。書類の差し替えは必要ありません。</p>
<p>【様式 6】地域包括支援センターの事例も指定の様式に書き込まなければならないのでしょうか？</p>	<p>○地域包括支援センターの事例の場合は各市町村で定められた様式で結構です。</p>
<p>【様式 6】HP に掲載の様式にすべて書き込まなければならないのでしょうか？</p>	<p>○ 事業所の様式のまま結構ですが、個人を特定する情報（事業所名、県名、氏名、電話番号等）はすべてマスキングして下さい。</p> <p>※ 用紙の裏面からも見えなくなるよう、マスキングしてからコピーを取り、それを原本とするなどして下さい。</p>
<p>添付資料について ※介護予防で受験される方の添付資料について</p>	<p>3事例について、次の①～④を添付してください。その際 必ず個人を 特定するものすべてをマスキングして下さい 。</p> <p>① 【様式 6】居宅サービス計画書（1）（2）※事業所使用の様式をそのまま添付しても結構です。 ② 週間サービス計画書 ③アセスメント表 ④サービス担当者会議議事録</p> <p>※介護予防支援で受験される方は、①及び②については市町村で使用している様式（A3用紙）に記載して下さい。</p> <p>また、③の代わりに⑤利用者基本情報、⑥基本チェックリスト（最新のもの）を添付してください。</p>

<p>【アセスメントシート】どのようなものを添付するのですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在事業所・施設でお使いのフェイスシート・アセスメントシート一式を送付してください。 ○ なお、インターライ（MDS）方式はCAP選定証と検討用紙を提出してください。 ○ 地域包括支援センターの場合は週間サービス表とアセスメントシートは別途提出の必要はありません。職場での所定の様式だけで、結構です。
<p>【アセスメントシート・サービス担当者会議録】はどの時期のものまで入力が必要ですか？</p>	<p>○ 書類提出時の最新のものを添付して下さい。その後の変更は、口頭試験の際にご説明いただければ結構です。</p>
<p>申請様式をパソコンからダウンロードできない場合はどのようにすればよいでしょうか？</p>	<p>○ 試験に関する要領・申請書類が必要な場合は、書類等の送付先住所・氏名を明記した返信用封筒（A4サイズ）に500円の切手を貼付し、学会事務局宛にご請求下さい。また、必ず、1-（4）の申請資格①～⑨のうち、受験種別がわかるよう記載して下さい。昼間連絡の取れる電話番号を併せて必ずご記入下さい。</p>
<h2 style="background-color: yellow; display: inline-block; padding: 5px;">申請書類の審査</h2>	
<p>書類審査はどのように行われるのですか？</p>	<p>○ 書類審査は提出事例の審査を行うのではなく、受験資格の有無や提出書類の不備等がないかを審査をします。なお、書類の不備等がある方のみご連絡いたします。書類の不備がない場合は、特にご連絡はしませんので、口頭試験のご案内があるまでお待ちください。</p>
<p>書類審査の結果通知は何時頃になりますか？</p>	<p>○ 書類審査の結果通知を9月下旬ないし10月上旬に郵送にて通知します。受験日時、場所（会場）を併せて通知いたします。受験日時の指定はできませんのでご了承下さい。</p>
<p>受験申請書類提出・受理していただいた後、試験実施日より前に退職または他事業所へ転職した際にはどのような取り扱いになるのでしょうか？</p>	<p>○あくまでも、ご提出いただいた事例についての試験ですので、試験当日に勤務先変更されていても結構です。その旨試験委員にお伝えください。逆に、退職された職場に、このまま担当事例で受験していいかをご確認ください。</p>

口頭試験の実施

口頭試験は何時頃行われるのですか？ また試験時間はどの程度ですか？	<ul style="list-style-type: none">○ 資格認定試験は「資格認定要領」4の(3)の試験実施日いずれかになります。9月に試験日を通知します。○ 口頭試験は提出された3事例をもとに実施され、試験時間はお一人お一人1時間程度（実質40分程度）となります。
口頭試験の会場は東京のみですか？ またリモートでの受験はできますか？	<ul style="list-style-type: none">○ 試験会場は東京のみです。○ リモートでの受験は今のところ実施しない方向です。
口頭試験はどのように行われるのですか？	<ul style="list-style-type: none">○ 提出された3事例をもとに、試験委員3名による口頭試験（40分程度）となります。 なお、事例に関連する資料の持ち込みは可能です（ipad等の電子機器による資料の持ち込みは不可）。
試験の際の服装の指定はありますか？	<ul style="list-style-type: none">○ 特に指定はございません（平服で結構です）。
試験日の指定を希望したいのですが？	<ul style="list-style-type: none">○ 試験日の指定はできませんのでご了承ください。
資格試験の結果はいつ頃になりますか？	<ul style="list-style-type: none">○ 試験の合否判定会議、理事会の議を経て、12月中に合否の通知を行う予定です。
試験に合格した後にどのような手続きが必要ですか？	<ul style="list-style-type: none">○ 認定ケアマネジャー資格の登録を行い、登録終了後認定証を交付します。認定資格の有効期間は5年（令和5年4月1日～5年後の令和10年3月31日）となります。5年ごとに更新の手続きが必要です。○ 認定証の送付は3月下旬となります。

日本ケアマネジメント学会・認定ケアマネジャーの会入会手続き等

<p>認定ケアマネジャーの会とはどのような組織ですか？</p>	<p>○ 日本ケアマネジメント学会の内部組織で、学会の会員であって、認定ケアマネジャーの資格のある方が入会できます。認定ケアマネジャーの資格登録された方々が各種研修を受講し、スキルアップを支援する組織です。</p>
<p>日本ケアマネジメント学会に入会するにはどのようにすればよいのでしょうか？</p>	<p>○ 学会への入会申込は、ホームページの「日本ケアマネジメント学会申込」フォームに必要事項を入力し、お申し込み頂きますと受付の確認メールが届きます。その後、年会費のお振込み等のご案内をいたします。なお、学会への入会は理事会の承認が必要でありますので、少しお時間（一月程度）がかかる場合がありますのでご容赦願います。</p>
<p>認定ケアマネジャーの会への入会はどのようにすればよいのでしょうか？</p>	<p>○日本ケアマネジメント学会入会申請後または同時に「認定ケアマネジャーの会入会申込書」（ホームページからもダウンロードできますが、認定証に同封いたします）に記載の上、事務局あてに送付してください。FAXでも結構です。</p>